

大和市終活支援条例にみる課題

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

大和市は終活支援事業5年の歩みを経て、令和3年6月に条例を制定し、就活支援に取り組んでいる。本稿では条例や条例制定後の取組みの内容を紹介するとともに、今後ますます増大する高齢単身者の課題を考えたいと思う。

1. 「終活支援事業5年の歩みを経て、令和3年6月に条例を制定（YAMATO 発見ライブラリーから）」

人生の最期のときに寄り添う、日本で初めての条例人生の終わりにむけて、かつては家族や地域とのつながりがある中で最期に向けた準備をすることが一般的でしたが、近年の長寿化、核家族化の進展により、こうした状況は少なくなってきています。

大和市は、人生の最期を迎えるまでの暮らしや死後に必要となる諸手続きなどについて本人が行う準備である「終活」に関して、これまで5年間にわたり、行政の立場から積極的な支援を行ってきました。

人生の終わりにむけて、かつては家族や地域とのつながりがある中で最期に向けた準備をすることが一般的でしたが、近年の長寿化、核家族化の進展により、こうした状況は少なくなってきています。

過去5年間の終活事業の歩み



大和市は、人生の最期を迎えるまでの暮らしや死後に必要となる諸手続きなどについて本人が行う準備である「終活」に関して、これまで5年間にわたり、行政の立場から積極的な支援を行ってきました。

<条例制定で一人になっても独りぼっちにさせないまちへ>

かねてより、日本では「死」というものがタブー視されがちです。人は、生まれる時もそうですが、死を迎える時もすべてを一人で終えることはできません。

終活支援事業を開始してからの約5年、市民の皆様の人生の最期に向けた不安に寄り添ってきましたが、高齢化が進む現代において、今後はこれまで以上に積極的な市の支援が求められていきます。

おひとりさまが今後ますます増えていくことが予測される中、大和市は、これまで行ってきた終活に関するさまざまな施策やそれを貫く理念を条例という形で位置づけることで、「一人になっても独りぼっちにさせないまち」を実現していきます。

(以上、大和市HPから、本文のまま)

2. 大和市終活支援条例の内容

① 目的（第1条）

この条例は、終活支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

② 定義（第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 自らの死と向き合い、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮したエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市民の終活に係る事業又は士業を営む者をいう。

③ 基本理念（第3条）

終活支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を構築すること。
- (2) 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

④ 基本的施策（第7条）

市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 終活に関する相談支援
 - (2) 終活に関する情報の収集及び広報
 - (3) 終活に関するイベントの開催
 - (4) 市民が終活に取り組みやすい環境整備
 - (5) その他市長が必要があると認める施策
- ⑤ 財政上の措置（第8条）

市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 2年間の取組み

この条例は、令和3年7月1日から施行されている。そこで、市のHP（おひとり様などの終活支援事業）から、その取組みを紹介する。

- (1) 「わたしの終活コンシェルジュ」による終活のサポート

対象者の要件について おひとり様などの終活支援事業の対象

対象者	市内在住で、自身の死後に不安を抱えるひとり暮らしの人、夫婦や兄弟姉妹のみで暮らす世帯など
不動産	所有の有無は問わない
預貯金	預貯金の有無は問わない
月 収	月収の有無は問わない

- (2) 事業の主な内容

- 1 自らの葬儀や納骨などを執り行う、市内の「協力葬祭事業者」を紹介し、生前に契約できるよう支援。
- 2 親族以外の方に、自らの死後の遺品整理や各種契約の解約手続きなどを希望する場合、司法書士などの法律専門家から連絡をいただけるよう市が手配。（初回の相談は無料）
- 3 親族の代わりに、死後のお墓の所在などの情報を、知人等に連絡。（希望者のみ）

【ご注意】

葬儀等の生前契約に係る費用は、対象者の自己負担。

この事業は、対象者や協力葬祭事業者に対して、市が補助金等を支給するものでない。

<おひとり様などの終活支援事業の流れ>

<https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/34/000143782.pdf>

<終活支援パンフレット>

<https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/34/000173958.pdf>

<おひとり様など終活支援事業 協力葬祭事業者リスト>

<https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/34/kyouryokusousai0501.pdf>

(3) その他の終活の取り組み

その他の取り組みとして、「エンディングノートの発行と保管」、「やまと終活クイズの作成」、「終活かるとの貸し出し」などを行っている。

4. 今後の課題

(一社) 地方自治研究機構によれば、「令和4年2月23日現在、「終活」という言葉を使用する法律や他の条例は確認できない」とされる。

私は今年、旧友（最近連絡を取っていなかったA君）が独りで病院において亡くなったことを知った。N市の対応や縁者探しを依頼した弁護士のずさんな対応により、連絡を取れなくなった従妹の方がようやくN市が保管していた遺骨にたどり着いたのは、N市が「合葬墓」に埋葬する1日前だったという事態を私は経験した。（その後従妹の方や友人数人と納骨式を行うことができた）

つまり、大和市の3つの事業はきわめて重要だということである（以下、再掲）。

- 1 自らの葬儀や納骨などを執り行う、市内の「協力葬祭事業者」を紹介し、生前に契約できるよう支援。
- 2 親族以外の方に、自らの死後の遺品整理や各種契約の解約手続きなどを希望する場合、司法書士などの法律専門家から連絡をいただけるよう市が手配。（初回の相談は無料）
- 3 親族の代わりに、死後のお墓の所在などの情報を、知人等に連絡。（希望者のみ）

古い報道で恐縮だが、2019年に朝日新聞が公営の「合葬墓、大都市圏で急増 生前予約が殺到」という記事を配信していた（参考資料参照）。また自治体も行旅人（こうりょにん、行き倒れている人の身分を表す法律上の呼称）が死亡した場合に、自治体が遺体を火葬し遺骨として保存、官報の公告で引き取り手を待つ制度があり、引き取り手がない場合は「豪壮墓」に埋葬している。当然、どの程度かは別として自治体も事例は承知しており、最近増えている実態も承知のはずである。

大和市のような条例はなくても、横須賀市の高齢者への「終活」支援の取組みも大いに参考になる。横須賀市は、の2つの終活支援事業、「エンディングプラン・サポート事業」と「わたしの終活登録」事業を行っている（参考資料、八木橋慶一論文）。特に大都市の市区町村が、大和市や横須賀市の取組みを参考に、自らの自治体の実態に即した条例の策定や具体的な取組みをすすめて欲しいと思う。なお大和市や横須賀市の取組み以外にも「終活支援」などを行っている事例があるかもしれない。そのような事例をご存じの方は、ぜひご一報いただきたい。

<参考資料>

- 人生の最期のときに寄り添う、日本で初めての条例 (YAMATO 発見ライブラリー)
https://www.city.yamato.lg.jp/section/toshokan_jokamachi/shukatsu_raw/
- 大和市終活支援条例
<https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/34/000173171.pdf>
- 地域福祉における「終活」支援と行政の役割—横須賀市の事例から—八木橋慶一
(『地域政策研究』(高崎経済大学地域政策学会 第2巻 第4号 2020年3月)
[101-116_08_八木橋慶一_22-4.indd \(rilg.or.jp\)](101-116_08_八木橋慶一_22-4.indd(rilg.or.jp)))
- 公営の「合葬墓」、大都市圏で急増 生前予約が殺到 (朝日新聞 2019年1月14日)
<https://www.asahi.com/articles/ASM1F61QDM1FPTIL01C.html>